

職員の給与（寒冷地手当）に関する報告

地方公共団体の職員の給与等の勤務条件は、社会一般の情勢に適応するように隨時適切な措置を講じなければならないとし、地方公務員法は情勢適応の原則を掲げその具体的な判断基準として、同法第24条第3項で「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」と規定している。

本委員会はこれらの規定に基づき、本県職員の給与を取り巻く状況について調査・検討しているところであり、本年も10月に職員の給与に関する報告等を行う予定としているが、このうち寒冷地手当については去る8月6日になされた人事院勧告を踏まえて、早期に報告及び勧告を行うこととした。

1 人事院勧告の内容

人事院においては昨年、寒冷地手当の支給地域及び支給額について、民間における同種手当の支給状況を把握するため全国的な調査を実施し、その調査結果を踏まえて、民間準拠を基本に関係者の意見を聴取しつつ検討を行った結果、制度全般にわたる見直しを行うこととし、本年8月6日に国会及び内閣に対して勧告を行った。その内容は次のとおりである。

支 給 地 域：北海道及び北海道と同程度の気象条件が認められる本州の市町村に限定。
(市町村数の約4割強、職員数の約半数を対象から除外)

支 給 額：民間事業所における支給実態に合わせて、支給額を約4割引下げ。
(最高支給額 年額230,200円 → 131,900円)

支 給 方 法：一括支給から月額制(11月から翌年3月までの5箇月間)に変更。

実施時期等：本年の寒冷地手当(現行10月末日一括支給)から実施。
実施に当たっては所要の経過措置を設ける。

2 民間事業所従業員の寒冷地手当の支給状況

本年、本委員会が実施した民間給与実態調査では、97事業所のうち、寒冷地手当が支給されていたのは5事業所(5.2%)であった。

また、人事院が昨年実施した調査では、県内の民間事業所において同種の手当が支給されていたのは6.4%であった。

3 寒冷地手当の勧告にあたっての考え方

国においては、民間事業所における支給状況を考慮して北海道を支給地域とし、併せて、気温及び積雪量が北海道とほぼ同程度である本州の一部地域も支給対象とするよう勧告が行われた。

本県でも日野町、江府町、溝口町の三町が支給対象地域とされたところであるが、実際の気候条件が県内の他の地域に比べて著しく寒冷であると判断することは困難であり、これらの指定地域について人事院勧告に準拠した場合、不公平感が生じかねない。

また、県内の民間事業所において寒冷地手当が支給されている事業所は少ないので実態である。

よって、本委員会としては、本年度から寒冷地手当を廃止することが適当であると判断した。

ただし、手当の廃止にあたっては、本県において、5年連続の給与の引き下げ及び給与の特例条例による給与の削減措置が実施されており、さらに、本手当の廃止により、6年連続で年間給与が減少となるなど、厳しい状況になることから、経過措置として本年度に限り、現行規定による支給額から平均支給相当額（3万円）を減じた額を支給することが必要である。

寒冷地手当に関する勧告

職員の寒冷地手当について、次の措置をとることを勧告する。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の改正

寒冷地手当を本年度より廃止すること。なお、廃止にあたっては所要の経過措置を設けること。